○近畿地方整備局告示第百七十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月二十四日　近畿地方整備局長　谷本　光司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
橿原市南八木町一丁目五七二番一から同市南八木町一丁目五七八番一九まで	前	一〇・六メートル～一一・四メートル　〇・〇六三キロメートル
	後	一六・一三メートル～一七・四二メートル　〇・〇六三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

○近畿地方整備局告示第百七十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月二十四日　近畿地方整備局長　谷本　光司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十四号	橿原市南八木町一丁目五七二番一から同市南八木町一丁目五七八番一九まで	近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年七月二十四日

○九州地方整備局告示第百三十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十五年七月二十四日　九州地方整備局長　吉崎　収

一　登録番号

九州地方整備局長　6

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人宮崎県建築住宅センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	—
変更後	津山　隆一、伊藤　信繁

(2)　変更年月日

平成二十五年六月二十四日

○九州地方整備局告示第百四十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十五年七月二十四日　九州地方整備局長　吉崎　収

一　登録番号

九州地方整備局長　10

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

公益財団法人佐賀県建設技術支援機構

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	藤村　豊
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十五年六月三十日

○京都府公安委員会告示第百二十七号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条の規定に基づき、次の暴力団を同条に規定する暴力団として指定するので、同法第七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

この指定は、平成二十五年七月二十七日から、その効力を生ずるものとする。

平成二十五年七月二十四日

京都府公安委員会委員長　瀧　静子

一　名称　六代目会津小鉄会

二　主たる事務所の所在地　京都府京都市下京区東高瀬川筋上ノ口上る岩滝町百七十六番地の一

三　代表する者の氏名　馬場美次

四　代表する者の住所　京都府京都市右京区嵯峨新宮町五十二番地の一

五　指定番号　六一一三―一（平成二十二年七月二十日京都府公安委員会告示第百三十一号により公示した指定番号六一一〇―一）

○広島県公安委員会告示第五十号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条の規定に基づき、次の暴力団を同条に規定する暴力団として指定するので、同法第七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

この指定は、平成二十五年七月二十七日から、その効力を生ずるものとする。

平成二十五年七月二十四日

広島県公安委員会委員長　貝原　潤司

一　名称　五代目共政会

二　主たる事務所の所在地　広島県広島市南区南大河町十八番十号

三　代表する者の氏名　守屋　輯

四　代表する者の住所　広島県広島市西区横川町二丁目十五番十四―六〇一号

五　指定番号　七三一三―一（平成二十二年七月二十日広島県公安委員会告示第五十七号により公示した指定番号七三一〇―一）

○山口県公安委員会告示第三十五号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条の規定に基づき、次の暴力団を同条に規定する暴力団として指定するので、同法第七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

この指定は、平成二十五年七月二十七日から、その効力を生ずるものとする。

平成二十五年七月二十四日

山口県公安委員会委員長　光井　一彦

一　名称　七代目合田一家

二　主たる事務所の所在地　山口県下関市竹崎町三丁目十三番六号

三　代表する者の氏名　金　教煥

四　代表する者の住所　山口県下関市長府南之町五番九号

五　指定番号　七四一三―一（平成二十二年七月二十日山口県公安委員会告示第三十七号により公示した指定番号七四一〇―一）

○鹿児島県公安委員会告示第七十六号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条の規定に基づき、次の暴力団を同条に規定する暴力団として指定するので、同法第七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

この指定は、平成二十五年七月二十七日から、その効力を生ずるものとする。

平成二十五年七月二十四日

鹿児島県公安委員会委員長　野田健太郎

一　名称　四代目小桜一家

二　主たる事務所の所在地　鹿児島県鹿児島市甲突町九番一号

三　代表する者の氏名　平岡喜榮

四　代表する者の住所　鹿児島県鹿児島市城山一丁目七番三十三号

五　指定番号　九六一三―一（平成二十二年七月二十日鹿児島県公安委員会告示第五百五号により公示した指定番号九六一〇―一）